

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人であいの会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2.内容

目標1 妊娠中や出産後1年を経過しない女性職員に関する母性健康管理の周知

- <対策> ・制度に関するパンフレットの作成・配布
・職員会議等における職員への周知

目標2 1歳未満の子を養育する女性職員の育児時間の周知

- <対策> ・制度に関するパンフレットの作成・配布
・職員会議等における職員への周知

目標3 小学校就学前の子を養育する職員が取得できる看護休暇の周知

- <対策> ・制度に関するパンフレットの作成・配布
・職員会議等における職員への周知

目標4 3歳未満の子を養育する職員の短時間勤務・所定外労働の制限の周知

- <対策> ・制度に関するパンフレットの作成・配布
・職員会議等における職員への周知

目標5 小学校就学前の子を養育する職員の深夜業の制限・時間外労働の制限の周知

- <対策> ・制度に関するパンフレットの作成・配布
・職員会議等における職員への周知

令和6年4月1日